

議案第 2 2 4 号

川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市水道条例の一部を改正する条例

川崎市水道条例（昭和 3 3 年川崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の前の見出し、同項及び附則第 4 項中「平成 2 5 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 8 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 6 項中「平成 2 5 年 4 月 1 日」を「平成 2 8 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの使用に係る水道料金の特例措置を平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで継続するため、この条例を制定するものである。